

琉球大学学術リポジトリ

復帰準備（対内）（政府調査団派遣等）－防衛庁、
防衛施設庁－(3)

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2019-01-29 キーワード (Ja): 復帰準備, 防衛庁, 沖縄調査団, 試射場 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43393

新聞報道確認

秘
無期限

下付
防衛
北米課長

陸上自衛隊の沖縄常駐に関する記事

44.1.21
米北

標記東京新聞の報道(別添却紙を即参照)に
関し防衛庁(防衛局西広部局)より聴取した

と、要旨下記のとおり。

記

1. 本件の記事内容は全くの推測記事に過ぎない
2. 防衛庁は内々沖縄を含むわが国全体の防衛

計画を検討しているが、防衛庁の方針として確定
したものはない。

3. 来月1月24日の外務大臣と防衛局長との国会
対談に関する勉強会に於いて、防衛庁の防衛

計画資料を提出する予定。(沖縄を含む)

GA-2

外務省

1063

とを考慮し、目下作業を進めよう。
(安部課では、本計画はトップレベルの

につき、恐らく事務局には配布されること
をさしと説明しよう)

GA-2

外務省

JDA
アメリカ局長
参事官
北米第一課長

返還後の沖縄海域防衛に
関する新聞報道について

44.8.26
木比一

8月25日付読売新聞(朝)は返還後の
沖縄海域防衛には奄美大島に拠点を置く

ことにつき防衛庁は方針を明らかにしたと
報道に接連して防衛庁の防衛課の両名が
(17日付3頁以下)

に依りて三次のおに述べた。

本記事は一般記者団
が帰京後記者の復讐に答えて次の

二点を述べたことと推測記事である。

① 沖縄本島には艦艇が常駐停泊

おに十分な港がない。

② 奄美大島には艦艇の泊地はある

が logistics 上の問題があるので検討
してみたいと思う。

同記事別添参照

秘密表示(朱印)
不秘

部数指示	発信用	執務用	備考
主信	1	1	2
付	1	1	
属			

昭和44年10月21日
 発信日
 処理日
 発信タイプ
 校査

防衛
 文書課長

半公信案 (分限)

公信番号 第 号 公信 昭和 昭和44年10月21日 日付

大臣	主管	起案 昭和44年10月21日
政務次官		
事務次官	アメリカ局長	
外務審議官	参事官	
外務審議官	北米第一課長	起案者 電話番号
官房長		野坂 446

協議先
 岸田

受信者 在米 木内書記官
 発信者 アメリカ局 千葉北米第一課長

写送付先 (希望発送日)
 10月21日

件名 沖縄防衛に関する日米協議についての新聞報道

GA-2 外務省 21 226 回覧番号

昭和44年10月21日 (米北1)

在米 木内書記官殿

アメリカ局 千葉北米第一課長

沖縄防衛に関する日米協議についての
 新聞報道
 1. 10月20日付「朝日」朝刊に、別添の通りの記事が
 掲載され、また、20日朝のNHKのニュースでも、
 同趣旨の放送があったので、防衛庁の谷津外
 参事官に確認したところ、(1)小幡次官が
 記者会見で施政権返還後の自衛隊による
 沖縄防衛についてもいずれ米国政府と協議

GA-4 外務省

する必要がありと述べた経緯あるも、朝日の
 記事の如く、^(国防次官補)ナッターとの間でかかる協議の
 ための体制をつくることで意見の一致をみた
 などと述べたことはない。(ロ)小幡次官が
 若干の記者に対し、沖縄防衛についても、
 日米間で話合う態勢にもって行く要ありと
 述べたことがあるので、その「態勢」という
 言葉を記者が「体制」と聞き違えたのが、本件
 朝日の記事の原因と思う。(ハ)ナッターが
 小幡次官を表敬した時にも、小幡次官より、
 返還後の沖縄防衛につき米国と協議
 したいと述べ、^(次官補)「ナ」が、右は、総理訪米後の
 問題なりと答えた経緯あるも、かかる協議を
 如何なる機構及至体制を通じて行なうか
 について何等話をしなかった由、^了した。

2. 本件記事の背景は、上記の通りなる趣
 ですが、これをそのまま放置しおくと、米側
 に多少にはねかえりおそれもあるので、20日
 朝、在京米国大使館に、上記事情を説明
 し、右を、本国政府に報告するよう申し
 ておきました。同時に、官邸筋、大臣、次官
 等に連絡し、本件につき、記者から質問を
 うけた場合には、「施政権返還後のわが
 国による沖縄防衛については、総理訪
 米後、米国とも協議して行くこととなるが、
 それを如何なる機構を通じて行なうかは、
 未定であり、まして「ナ」との間で、この点
 について話合、た事実はないとのラインで、
 適宜応答してもらうよう手配しました。
 3. 以上、念のため、貴^官参考までに。

おしらせしますが、ナッター封策上、必要と
判断される場合には、貴地にて、米俵
関係者に上記事情を説明おき下さい。

付属添付

アメリカ局長

参事

北米第一課

米保局長

「沖縄に施設局以上、機用設置」の記事

25. 4. 16
米地1

「基地問題処理」に於て沖縄に防衛施設局を、それ以上の機用設置を考へて、

中報

防衛庁長官の述べたこと9月16日付朝日新聞記事(別添1)に用ひ、関係

方面に照会した結果、下記のとおり。

記

1. 防衛施設庁(藤井総務課長補佐一本件担当)施設庁関係者は本件会見に立合

て、其の事情は全く不明である。

地主連合会代表は陳情先に「軍用

地問題に用ひる提議書(別添2)を

配布12...3. 右提議書に於て「防衛施設局の設置」の

要請が記載され、恐らく長官はこれに対し肯定的な回答を17...の

知事...と推測される。(調査、後追報)

2. 特選局(安谷屋 総務課長補佐)

特選局の何人か立合...と...防衛関係者の...情報を得た。

3. 琉球政府東京事務所(総務課)

東京事務所...何人か立合

と...本件内容...承知した。

軍用地問題に関する提議書

沖縄市町村軍用地地主会連合会

軍用地問題に関する提議

一九七二年の復帰に伴い現在米国軍隊によって使用されている土地(軍用地)は、現行の布令二〇号、土地借賃安定法等に基づく契約方式から本土の安保条約並びに地位協定に基づく契約方式に移行されることが予想される。

占領行政により好むと好まざるにかかわらず米国軍隊によって接収を余儀なくされている沖縄の軍用地は、沖縄本島総面積の一三・八%を占める甚大な面積であり、しかも接収されている地域は、沖縄において最つとも生産性の高いところである上、地主数約四万人、筆数約一三万七千筆余、国県有地を除く軍用地総面積が約二億六百七拾五万平方メートル(約二万一、〇〇〇町歩)という現状である。

そのことは本土における駐留軍の使用している土地と比較し、その規模、密度並びに内容において、本土とは異なる特殊性をおびている。このことから、復帰に際し沖縄の軍用地問題を安易な法律的解釈のみ

で、処理することは「第二の土地問題」を惹起する危険性をはらむものと懸料される。

よつて、われわれ軍用地々主は、次の事項について要望するとともに日米琉政府がすみやかに復帰に備えて充分な対策を講じて戴くことを提議する。

一、軍用地の移管方法について

沖縄の軍用地については、施政権返還に伴い、米國政府の賃借権が消滅することから、日本政府は地主の合意に基づく新規の賃借契約等の措置を講じて貰いたい。

二、賃借料の適正評価について

沖縄における土地の賃借借に関する借賃は、土地借賃安定法によつて法定額を定めているが、米軍の使用している土地については、その価値増大をきびしく制限しているため、軍用地々主の過去二五年に亘る損失は莫大なものがある。

よつて、日本政府は、施政権返還の際、これらの莫大な損失を補償するとともに、すべての不合理を是正し、沖縄における特殊事情も考慮した上、地主の同意し得る適正な賃借料の評価を図るべきである。

三、軍用地の解放に伴う復元補償について

1、一九五〇年七月一日以前に形質変更され、一九六一年六月三十日以降解放された土地の復元補償については、米國は補償責任を拒否している。日米両政府はその責任の所在を明確にし、速やかに補償の実現を図って貰いたい。

2、復帰後基地の整理縮小等によつて生ずる復元補償問題についてもその補償責任の所在を明確にして貰いたい。

四、基地公害の対策について

沖縄においては、殆どどの基地が住民地域と密接しているため、基地公害が甚大である。よつて、地域住民の民生安定を図るため、すみやかに必要な措置を講じて貰いたい。

五、國家總動員法によつて強制接收された土地の元所有者への返還について

戦時中、沖縄防衛のため多くの土地が國家總動員法によつて強制接收されたが、当時、充分な補償のないまま國有地という名目で米國の管理の下に軍用地に使用されている。戦争目的の終了した現在すみやかに元所有者の所有権回復の措置を講じてもらいたい。

六、土地所有権喪失者の救済について

戦後の土地測量の不備や申告もれ等の理由によつて軍用地内にかんりの土地所有権を喪失した地主がいる。これらの所有権喪失者の救済措置を講じて貰いたい。

七、軍用地の接收に伴う損失補償について

沖縄における軍用地接收に伴う米軍による補償は主として賃借料と地上物件の補償のみであるため、残地補償、近傍財産の補償、離作補償、水利権の補償、その他通常補償が全くなされてない。これらの補償については本土政府の責任で措置して貰いたい。

八、基地交付金について

老大な土地が軍用地に接收されたため、関係市町村においては、財政その他あらゆる面で支障をきたしている。従つて、当該市町村のこのような事情を考慮され、すみやかに特別基地交付金並びに調整金制度を確立して貰いたい。

九、防衛施設局の設置について

沖縄の米軍基地は、その規模、密度、並びに内容において本土の基地とは異なる特殊性をおびているほか、約四万人の地主が関係しているため、問題が複雑多岐にわたっている。

よって、復帰後の沖縄基地の管理運用にあたっては、関係地主の意向を充分反映し得る施設局等の設置が必要である。

以上

一九七〇年 月 日

沖縄市町村軍用地地主会連合会
会長 比嘉貞信

殿

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

象院沖特委における中曾根長官発言

45.6.22
米北一

6月18日の象院沖特委において中曾根防衛
庁長官は永末英一氏(民社)の質問に対し①

沖繩返還後は安保条約を厳格に適用する。②返
還後の米基地の性格の転換に米側が努力しないと

日本国内に波紋が起る、旨の答弁を行々と
報道している。(別添初再切抜参照)

本件に関し防衛庁に照会したところ防衛庁
調査課では次のように述べている。

① 中曾根長官発言は詳しく議事録が出来る
分らないが大体の南報道の通りと思う。

② 長官は防衛庁作成のテープに基づいて
行なわれていた事案のことも述べた
で部内で何も問題にもおこっていない。

万大 博阪

大政経外務省
事務次長 典房
臣官官審審長長
係係人電厚計
係係女会管給

国資長 参調行企
係係長 参領旅移

ア 参總中東
長 北東
参北北
中南
参西東洋
長 西東

近ア 参書近ア
係係次務経国万

長 参領統
係係政技
係係一理
係係参領協
長 参政経科
係係係社専
係係係道内外

アト 223-7711-11
金軍労 新専7711-11

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写
総番号(TA) 353
70年7月2日 17時20分 津 綴 発着
70年7月2日 17時38分 本 省 着
外務大臣殿 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

防衛施設庁調査団発表に関する全軍労の動向

第182号 略 至急

1. 今次施設庁調査団の東京における発表に関し。5月28日付タイムスは、「米側が資料提供を拒んだため調査は実情ちよろ取の域を出なかつた」とし。かかる状態では復帰前の「準間接雇用形態」への移行に支障があるかと論評し。また、29日付新報社説は「うち切られた全軍労」と題し。復帰前の間接雇用移行に対しては日本双方共消極的であり。「雇用形態の改善」への展望がひらけたことを一つの理由として4月の第3バスター回避した全軍労指導部はうち切られたことになると論評している。

2. 当方としては。前記の報道記事が正確でないこと。特に米側は従来に比すればはるかに協力的なしめいを示し。資料の提供についても散発的な手交よりも系統的に実施することがわが方の目的に合致するとの考え方であり。わが方もこれを了解している諸点を機会をとらえプレス方面にも実状を説明している。

3. ワニハタ委員長は事務局とテムネ調査官に対し。要旨

353

秘

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写
次の通り述べた趣。

(1) 調査団が全軍労に接触しなかつたことは残念である。7月4日に上京するので。調査結果等につき話し合う機会を作つてほしい。

(2) 間接雇用移行について日本政府が前向きな態度をとつていくことが第3バスター回避の条件であつたわけではなく。上記社説は自分の政治的立場を不利にしようとする意図に基づくものと見られる。

(3) 平和協定の期限が切れ。新しい活動が始まる時期にこのようなあやまれる報道がされたことは。今後の労使関係に悪影響があると思われる困わくしている。

4. 全軍労本部は1日ススキの照会に対し。上原は全駐労の大会に出席するため4日上京する。上京中施設庁を訪問する予定はあるが。日程については全駐労に一任していると述べた趣。

(主務課と写係係 記信係)

秘